

(求職者の方へ)

新型コロナウイルス感染症の影響で離職された方・シフトが減少した方へ

「トライアル雇用」に応募してみませんか？

「トライアル雇用」とは、期間の定めのない雇用への移行を前提として、原則3か月間、その企業で試行雇用として働いてみる制度です。

トライアル雇用の期間中は、仕事や企業について理解を深めることができ、また、労働基準法などの法律が適用され、賃金も支払われます。

このたび、新型コロナウイルス感染症の影響で離職された方やシフトが減少した方を対象とする新しいコースができました。

週30時間以上の無期雇用への移行をめざす「新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用」と、週20時間以上30時間未満の無期雇用への移行をめざす「新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアル雇用」から選ぶことができます。

「トライアル雇用」を利用して、これまでやったことのない職業にチャレンジしてみませんか？

「トライアル雇用」の対象者は？

次のすべての要件を満たし、紹介日にトライアル雇用を希望した場合に対象となります。
(要件確認のため、職業相談や紹介の際に履歴書や職務経歴書などを提出していただく場合があります)

- ① 令和2年1月24日以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により離職した※
- ② 紹介日時点で、離職している期間が3か月を超えている※
- ③ 紹介日において、就労経験のない職業に就くことを希望している

※ 「離職」にはシフト制労働者等のシフトが減少した場合等も含まれます。

◆ 紹介日時点で、次の方はトライアル雇用の対象者にはなりません。

- ・ 職業に就いている人 (※日々雇用労働者、シフト制労働者及び登録型派遣労働者で、勤務日数・勤務時間が減少している方は、トライアル雇用の対象者に含まれます)
- ・ 自ら事業を営んでいる人または役員に就いている人

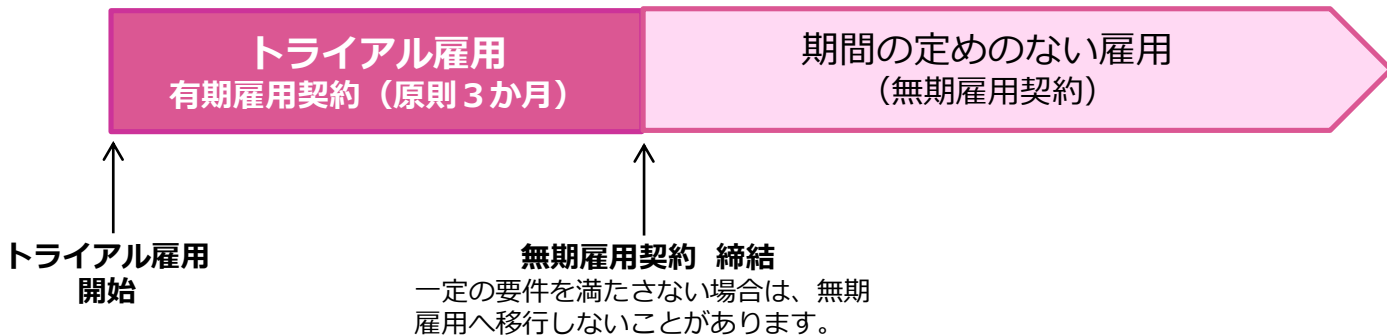
「トライアル雇用」のメリットは？

- 希望する仕事に就ける可能性や就職の機会が広がります。
- あなたと会社がお互いを理解した上で無期雇用へ移行するため、就職後も安心して仕事を続けることができます。

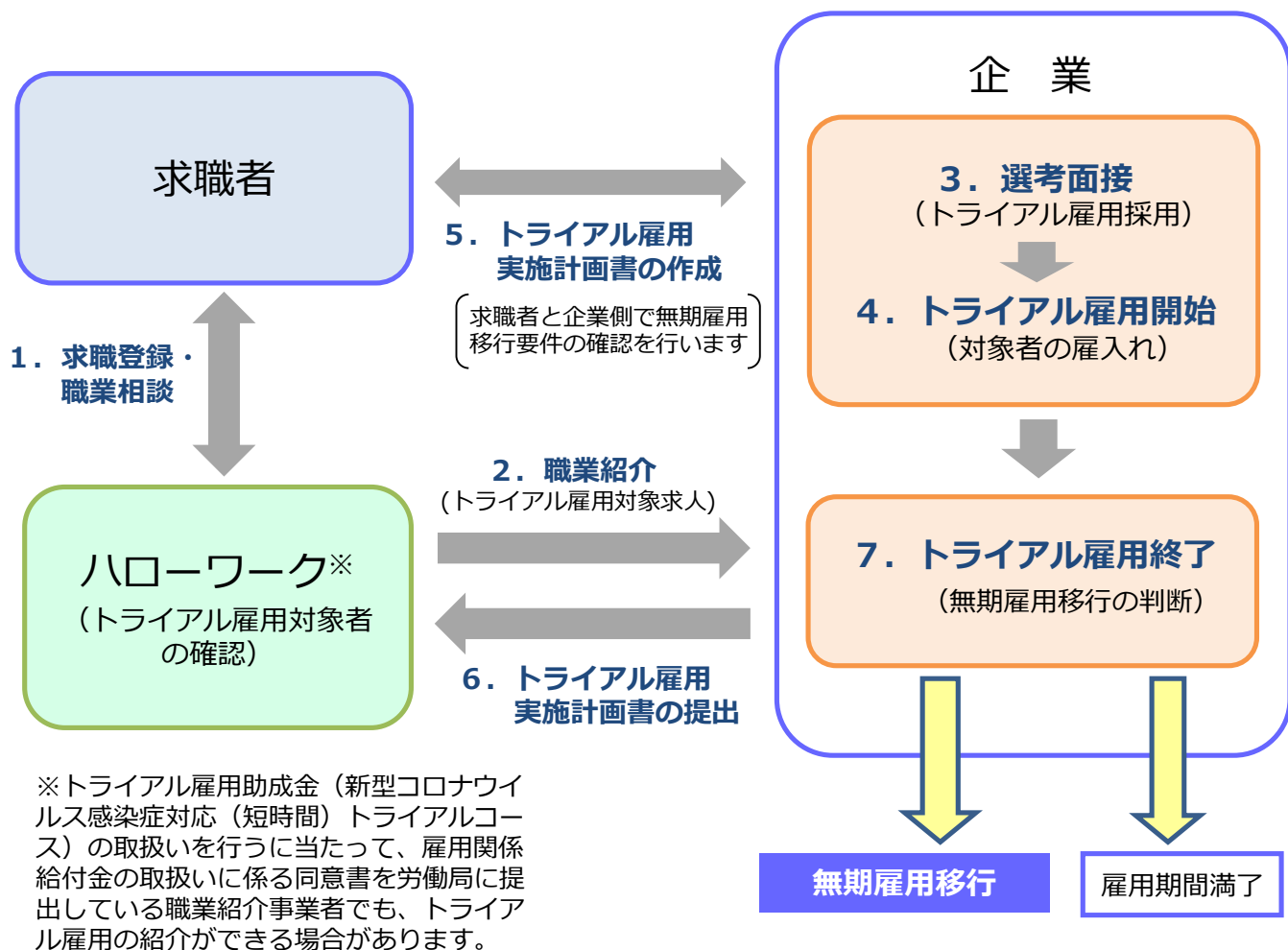
! トライアル雇用期間終了時点で、会社が求める業務遂行の能力を満たさない場合などは、無期雇用へ移行しないことがあります。



「トライアル雇用」のイメージ



「トライアル雇用」の仕組み



<ご注意>

- ◆同時に複数のトライアル雇用の紹介はできません。
- ◆トライアル雇用の選考中は、新たなトライアル雇用の紹介はできません。
- ◆求人の応募状況によっては、トライアル雇用の紹介ができない場合があります。

詳しくは、都道府県労働局・ハローワークへお問い合わせください。